平成２４年（フ）第１５０号
埼玉県桶川市大字上日出谷189番地の２
破産者　生田目　斉
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５５６号
長崎県長崎市女の都２丁目40番12号、旧住所長崎県長崎市本河内３丁目26番24号
破産者　宮尾　育代（旧姓永江）
１　決定年月日　平成24年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３２１４号
札幌市手稲区金山３条２丁目７番８号
破産者　高橋　達也
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３９４号
札幌市白石区本通９丁目南８番４号　アークコート本通９丁目Ⅱ―302号
破産者　近藤　守道
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５０２号
札幌市白石区本郷通５丁目南２番32―302号
破産者　山口　拓矢
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所第４部

平成２４年（フ）第２６８号
札幌市白石区米里５条１丁目13番10号
破産者　鈴木美惠子
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８０号
北海道江別市野幌代々木町９番地の７　元野幌ハイツー１
破産者　中田　利夫
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６２９号
仙台市青葉区川内三十人町５番地の82　ブリティッシュヒルズ202、申立時の住所仙台市青葉区福沢町５番41―106号
破産者　高橋　雄一
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８３号
仙台市泉区泉中央３丁目14番地の５　コーポいずみ中央203、従前の住所仙台市青葉区西花苑１丁目６番８号
破産者　吉田　　功（旧姓滝本）
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１号
仙台市太白区太子堂６番10号
破産者　佐藤　廣信
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
宮城県加美郡加美町字赤塚76番地１、住民票上の住所宮城県加美郡加美町字旧舘一番64番地９　徳和ハイツＣ棟101号
破産者　村瀬　正挙
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１９６号
宮城県大崎市田尻沼部字新寺前15番地　田尻横須賀住宅３―11号
破産者　山田とし子
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
秋田県能代市真壁地字トトメキ沢265番地２
破産者　渡部　光夫
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１０３５号
埼玉県坂戸市大字片柳403番地13、破産手続開始決定時の住所埼玉県新座市栗原３丁目４番21号
破産者　大倉　洋子
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
神奈川県横須賀市長井５丁目11番23号
破産者　村永　　聡
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１６号
富山県高岡市京町11番地15号、旧住所富山県高岡市大野300番地９
破産者　カシワクラ製作所こと　柏倉　保雄
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第６４号
富山県射水市東明七軒５番地３　パインウッド・ワン203
破産者　藤井建築こと　藤井　正博
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１８６号
長野市松岡２丁目32番18―102号　ディアス田中Ｂ、前住所長野市大豆島西沖９番地14
破産者　宮澤　宣夫
１　決定年月日　平成24年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係